

地方分権改革に係る提案団体ヒアリング

【提案事項名】

32 「大規模小売店舗立地法」における法人
代表者の氏名変更に係る届出の廃止

令和4年7月13日(水)

宮城県

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

1. 現行制度

大規模小売店舗の立地についての手続と流れ

2. 問題提起

法人代表者の変更手続の省略

3. 提案内容

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正

4. 効果

改正による届出者及び行政の負担軽減



1.現行制度

●大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡を超える)の新設の届出(根拠法令:法第5条第1項)

・届出者:大規模小売店舗の新設をする者

・届出事項:

①大規模小売店舗の名称及び所在地

②大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③大規模小売店舗の新設をする日

④大規模小売店舗内の店舗面積の合計

⑤大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

⑥大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

・届出先:当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県又は政令指定都市

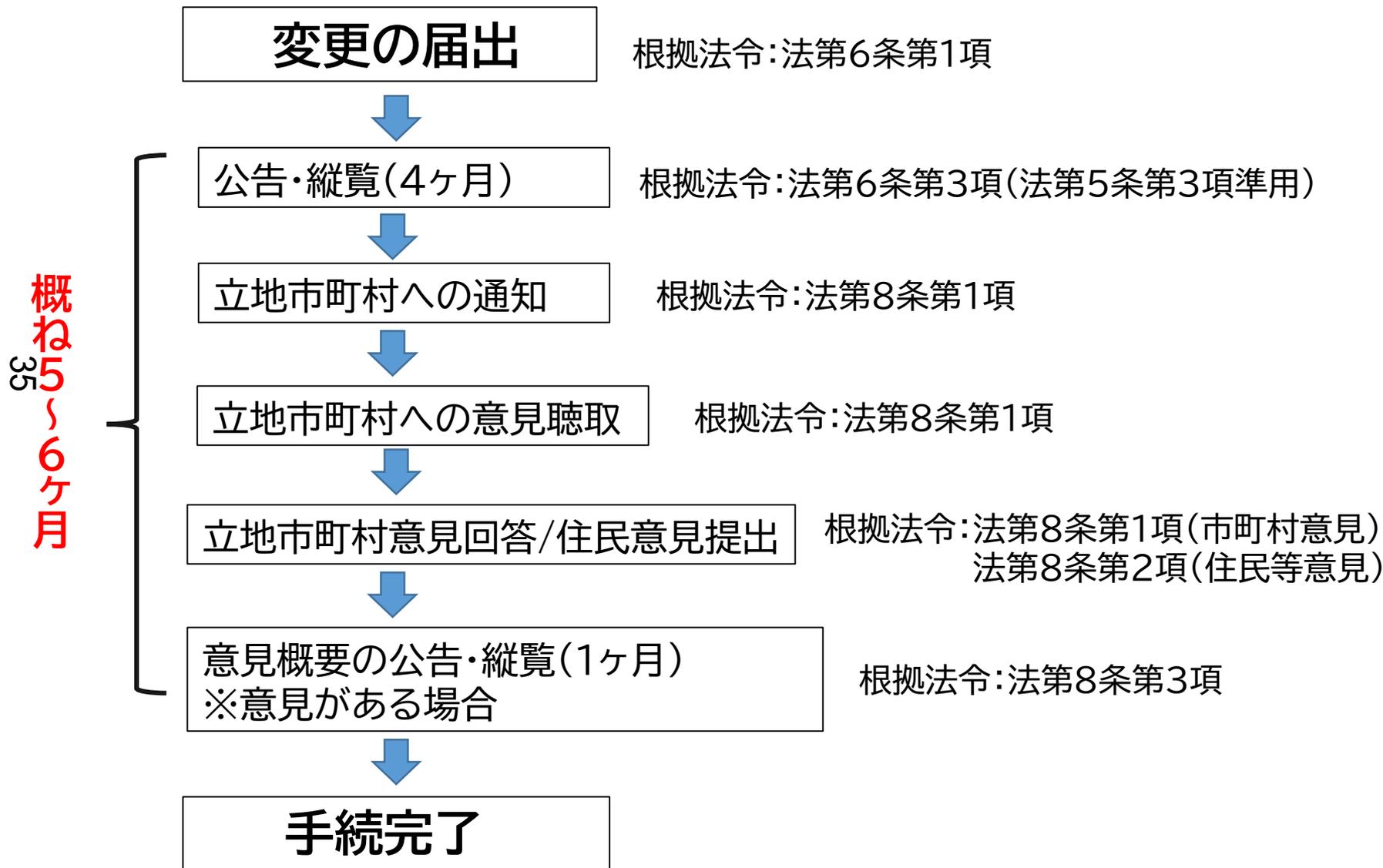
34

①～⑥に変更があった場合は届出が必要

【大規模小売店舗立地法(抜粋)】

第六条第一項 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

手続の流れ(法第6条第1項に基づく届出)



2.問題提起

大規模小売店舗の設置者及び小売業者の法人代表者が交代



変更の届出



届出に基づく手続(店舗が所在する全ての都道府県等及び市町村)

●法の目的(法第1条抜粋)

⑨ 大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

●大規模小売店舗立地法についての解説等[第4版](法第6条第1項)

第五条第一項第一号、第二号の変更は、名称、氏名、住所等設置者等に関する基本的な情報の変更であり、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるため、これらの変更について届出させることとしている。ただし、これら事項については、その情報が把握できればよいので、変更後遅滞なく報告がなされれば足りる。

【問題提起】

法の目的として軽微なものと判断される法人代表者変更の手続は、届出者・行政側にとって過度な負担となっているのではないか。

3.提案内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法及び同施行規則を以下の通り改正することを提案する。

37

●法第6条第1項へのただし書きの追記

「前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、…事項の変更があつたときは、…遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

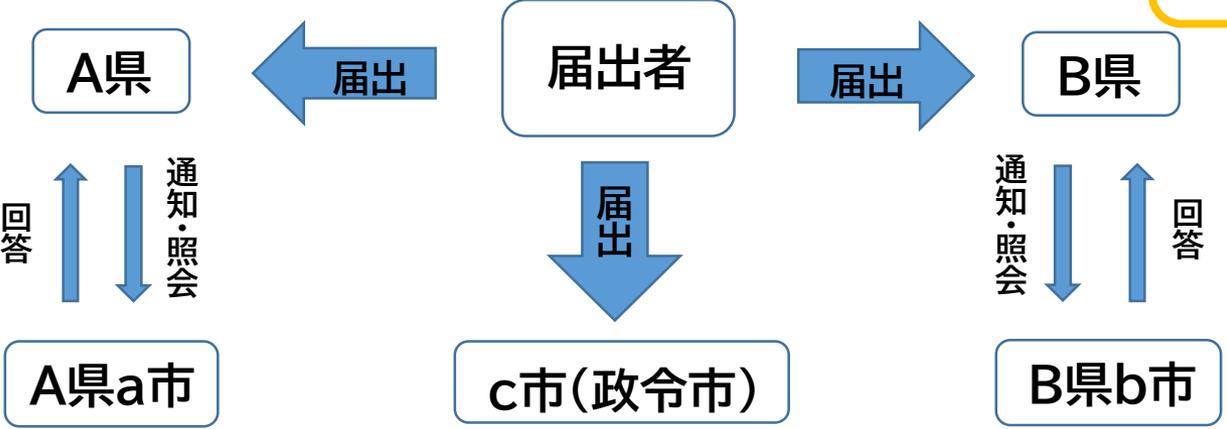
●施行規則への条文新設

「法第六条第一項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

4.効果

法人代表者の変更手続

当県の代表者変更のみの届出数
令和3年度: **10件**
(法第6条第1項全届出数の約2割)



代表者が代わっただけなのに...



38

改正により省略！！

全国規模で！！

届出者・行政の双方の負担軽減！！

